

江 監 第 11 号
令和 7 年 7 月 25 日

江 田 島 市 長 様
江 田 島 市 議 会 議 長 様
江 田 島 市 教 育 委 員 会 教 育 長 様

江田島市監査委員 三 浦 和 英

江田島市監査委員 濱 西 金 満

定期監査（施設）及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同法同条第9項及び第10項の規定により、その結果及び意見を報告します。

なお、監査結果に基づいて改善措置を講じたときは、書面で報告してください。

令和7年度

定期監査(施設)及び行政監査報告書

江田島市監査委員

目 次

第1	監査基準への準拠	1
第2	監査の種類	1
第3	監査の期間	1
第4	監査の対象	1
第5	監査の着眼点	2
第6	監査の実施内容	2
第7	監査の結果	3
1	市民生活部所管施設及び工事	
(1)	市民センター及び支所	4
(2)	出張所及び連絡所等	7
(3)	交流プラザ等	8
(4)	隣保館	10
(5)	衛生施設	12
(6)	環境センター再ばっ気回転円板体更新工事	13
2	総務部所管工事	
(1)	大幸交流プラザ新築工事	14
(2)	柿浦交流プラザ新築工事	14
3	福祉保健部所管施設	
(1)	認定こども園	15
4	産業部所管施設及び工事	
(1)	農業振興関係施設	16
(2)	地域産物展示販売施設	18
(3)	海辺の新鮮市場下水道接続工事	19
5	土木建築部所管施設及び工事	
(1)	中山隧道補修工事	20
(2)	矢ノ浦北2号住宅改修工事(第3期)	20
(3)	下水道施設	21
(4)	大柿浄化センターエアレーション装置修繕工事	22
6	消防長所管施設	
(1)	消防署施設	23
7	教育部所管施設及び工事	
(1)	学校教育施設	24
(2)	大古小学校LED改修工事	26
(3)	能美中学校LED改修工事	26
(4)	学校給食施設	26
(5)	生涯学習施設	28
(6)	図書館	29
(7)	自然環境体験学習施設	30
第8	まとめ	32

第1 監査基準への準拠

令和7年度定期監査及び行政監査は、江田島市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

第3 監査の期間

令和7年4月17日から令和7年7月25日まで

（実査日 令和7年5月14日、16日、20日、21日、23日）

第4 監査の対象

出先機関、所管施設及び工事

所管部署名	分類	施設等名称	実査日	所管課
市民生活部	市民センター及び支所	江田島市民センター	23日	江田島市民センター
		江田島市民センター別館	23日	
		能美市民センター	21日	能美市民センター
		沖美市民センター	21日	沖美市民センター
		三高支所	21日	
	出張所及び連絡所等	大須出張所	20日	江田島市民センター
		鹿川出張所	21日	能美市民センター
		柿浦連絡所	20日	市民生活課
		市民サービスセンター	23日	
	交流プラザ等	大幸交流プラザ	20日	江田島市民センター
		鹿川交流プラザ	21日	能美市民センター
		三高交流プラザ	21日	沖美市民センター
		柿浦交流プラザ	20日	地域支援課
	隣保館	鹿川文化センター	21日	人権推進課
		三高会館	21日	
		大柿厚生文化センター	20日	
	衛生施設	環境センター	21日	地域支援課
令和6年度実施工事	環境センター再ばっ気回転円板体更新工事	21日		
総務部	令和6年度実施工事	大幸交流プラザ新築工事	20日	財産管理課
		柿浦交流プラザ新築工事	20日	
福祉保健部	認定こども園	認定こども園えたじま	16日	子育て支援課
産業部	農業振興関係施設	農村環境改善センター	16日	農林水産課

	地域産物展示販売施設	海辺の新鮮市場	16日	
	令和6年度実施工事	海辺の新鮮市場下水道接続工事	16日	
土木建築部	令和6年度実施工事	中山隧道補修工事	14日	建設課
	令和6年度実施工事	矢野浦北2号住宅改修工事(第3期)	16日	都市整備課
	下水道施設	大柿浄化センター	20日	下水道課
	令和6年度実施工事	大柿浄化センターエアレーション装置修繕工事	20日	
消防長	消防署施設	江田島消防署能美出張所	14日	江田島消防署
教育部	学校教育施設	大古小学校	14日	学校教育課
		能美中学校	14日	
	令和6年度実施工事	大古小学校LED改修工事	14日	
		能美中学校LED改修工事	14日	
	学校給食施設	学校給食センター	14日	学校給食センター
	生涯学習施設	大柿地区歴史資料館・灘尾記念文庫	14日	生涯学習課
	図書館	江田島図書館	16日	
	自然環境体験学習施設	大柿自然環境体験学習交流館	16日	大柿自然環境体験学習交流館

第5 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理が、法令に適合し、正確に行われているかを主眼に置き、施設の管理運営が適正に行われているか、監査対象の工事が法令等に従い適正かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

第6 監査の実施内容

1 監査の範囲

令和6年度における財務事務等の執行について、市内全域の施設及び令和6年度実施工事の中から抽出して監査を行った。また、必要に応じて他年度の事務も対象とした。

2 監査の実施方法

監査に当たっては、監査対象部署にあらかじめ資料の提出を求め、必要に応じて担当職員への聞き取りを含め書面による調査を実施した。また、各施設を訪問し、現金等の保管・取扱い状況、公印等の管理状況、施設の管理運営状況について、書類審査及び担当職員への聞き取りなどの現地調査を実施した。

なお、監査対象工事については、工事に関する契約書類等の審査を行うとともに、工事施工状況について概要説明を受け、現地を確認した。実査当日は関係帳票の全部又は一部の提出を求め関係課長又は職員、会計年度任用職員、施設管理運営受託業者から説明を聴取するとともに、関係書類の抽出検査により監査を行った。また、必要に応じて実査後も説明を聴取し、内容の点検、確認、照合を行った。

第7 監査の結果

監査した出先機関、所管施設に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理は、法令等に従いおおむね適正に執行されており、施設の管理運営状況、監査した工事の工事関係書類及び施工状況についてもおおむね適正であると認められたが、一部改善を要する事項が見受けられたので、以下個別に記述する。

なお、軽微な事項については、その都度、口頭で関係職員に対して改善を求めた。

【指摘事項】 1件

1 指定管理に関する事務について（農林水産課）

- (1) 海辺の新鮮市場の指定管理に関する事務について、令和6年度及び令和7年度の事業計画書、令和6年度の事業報告書を受領しておらず、令和7年度の年度協定も締結していなかった。

現在は書類を受領し年度協定を締結しているが、条例、協定書、仕様書の規定に従い適切に事務処理を行われたい。

(江田島市地域産物展示販売施設設置及び管理条例、江田島市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、江田島市地域産物展示販売施設の管理に関する協定書、海辺の新鮮市場指定管理者仕様書)

- (2) 海辺の新鮮市場の指定管理に関する事務について、令和6年度事業報告書では、以下の不備があった。

事業報告書には、地域住民の交流活動の場の提供など、記載すべき内容の一部が記載されていなかった。また、全体的に簡略すぎて、事業の内容が確認出来ない。

利用人数については、月ごとの総数と年総計が記載されているのみで、内訳もなく、月報の合計と一致しない。

報告書に付属する収支決算書には、管理費として光熱水費・修繕料・委託料があるが、内訳もなく全体的に簡略すぎて、事業報告書と合わせても事業の内容が確認できないまま、指定管理料を支払っている。

以上のことから、提出された事業報告書をそのまま受け取るのではなく、内容についても精査し、実績を確実に把握することなど、指定管理に関する事務を適切に行い、施設設置者として、指定管理者を適切に指導監督するよう求める。

【法第199条第10項の規定による意見】 なし

【総括（要望）】 7件 詳細は、以下の【所管ごとの監査の概要】中に記載

交流プラザ1件（鹿川交流プラザ 鍵ボックスの利用）

隣保館2件（三高会館 施設使用料の減免、広報活動の充実）

地域産物展示販売施設3件（海辺の新鮮市場 年度協定書の自動更新、月報、事業報告書）

生涯学習施設 1 件（大柿地区歴史資料館・江田島市灘尾記念文庫 鍵の管理）

【所管ごとの監査の概要】

1 市民生活部所管施設及び工事

(1) 市民センター及び支所

ア 概要等

(ア) 概要

市内に行政サービス機能（法第 155 条第 1 項に規定する支所の機能をいう。）を備え、まちづくり、地域活動及び生涯学習の拠点となる 3 か所の市民センターが設置されている。また、行政サービス機能を備えた支所が 1 か所設置されている。

(イ) 監査対象

江田島市民センター、江田島市民センター別館、能美市民センター、沖美市民センター、三高支所の 5 施設とした。

(ウ) 施設概要・状況

施設名	構造・階数	建設年度
江田島市民センター	本館 鉄筋コンクリート造 3 階建 保健センター 鉄筋コンクリート造 2 階建	本館 昭和 51 年度、平成 28 年度改修 保健センター 平成 12 年度
江田島市民センター別館	鉄筋コンクリート造 5 階建	昭和 55 年度
能美市民センター	本館 鉄筋コンクリート造 3 階建 別館 鉄筋コンクリート造 4 階建	本館 昭和 54 年度、平成 29 年度改修、 令和 3 年度改修 別館 平成 4 年度、令和 3 年度改修
沖美市民センター	市民センター 鉄筋コンクリート造平屋建 体育館 鉄筋コンクリート造 1 階建	市民センター 平成 28 年度 体育館 昭和 63 年度
三高支所	鉄筋コンクリート造 2 階建	令和 2 年度

(エ) 業務

各市民センター

- 住民票・戸籍関係・税務証明等の発行、転入・転出・転居などの届出受付、戸籍の届出受付、印鑑登録、マイナンバーカードの手続き、国民健康保険や国民年金の手続き、税金等の支払い、市への提出書類の取次ぎなどの「行政サービス窓口業務」
- 地域住民や団体等が、会議・イベント・サークル活動・学習活動など様々な目的に合わせて施設を利用できるように施設を貸し出す「貸館業務」
- まちづくり、地域活動の拠点として、「町自治会連合会、町公衆衛生推進協議会、地区民生委員児童委員協議会、交通安全協会支部の会議や業務」「地域団体の育成支援」など
- 生涯学習の拠点として、「主催事業・講座の開催」、「町文化団体連合会等の会議や業務」「自主グループ活動の支援」など（江田島・沖美は、市民センター以外の所管施設で実施）
- 市民センター及び管内の交流プラザ・支所・集会所等所管施設の「管理運

営」、「施設管理」など
江田島市民センター別館

○貸館業務、生涯学習に関する主催事業・講座の開催や町文化団体連合会の業務、施設管理など

三高支所

○行政サービス窓口や交流プラザの貸館業務、施設管理など

(オ) 窓口業務時間・施設利用時間（共通）

行政サービス窓口業務時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで
施設利用時間 午前9時から午後10時まで

(カ) 職員の配置(令和7年4月1日現在)

施設名	センター長 施設管理者	正職員	再任用職員	会計年度 任用職員	合計
江田島市民センター	1人	5人		3人	9人
江田島市民センター 別館	(江田島市民 センター長)		1人	2人 (1人役)	3人
能美市民センター	1人	2人	1人	3人	7人
沖美市民センター	1人	2人		1人	4人
三高支所※1	(沖美市民セ ンター長)	1人	1人	1人	3人

※1 「三高支所」職員は、三高交流プラザ業務を兼務している。

(キ) 施設内付設・入居等

施設内（別館、敷地内施設を含む。）には、それぞれまちづくり協議会事務所が置かれている。

また、能美市民センターには、本館に食品衛生協会、別館に保護司会、市が企業誘致したIT企業のバレットグループ広島ラボ COCODEMO 江田島とウェディング関連サービス会社Five.N（ファイブドットエヌ）が入居している。

(ク) 避難所指定

能美市民センター及び沖美市民センターは、災害が発生する可能性があるとき、また災害が発生したとき、市職員や自治会運営委員によっていち早く開設する一時避難所に指定されている。

また、沖美市民センターは、敷地内の体育館が拠点避難所に指定されている。

なお、江田島市民センターは、敷地内の江田島保健センターが一時避難所に指定されている。

イ 事務の執行について

(ア) 公印及び領収印の管理・保管は、適正であった。

(イ) 切手等を保管している市民センター・支所では、現物と台帳の残高とが一致していることを確認した。

(ウ) 保管している釣銭の残高及び収納金額が、現金と一致しているかどうかについて、監査委員が実際に現金を数えて確認を行ったところ、各施設とも問題はなか

った。

- (エ) 現金の取扱いについては、レジ及び金庫で適正に管理・保管され、収納した現金は、収納日の翌営業日に金融機関に払込みを行っており、問題はなかった。
- (オ) 金庫内は、整理整頓され良好に管理されていた。
- (カ) 施設の利用申請、利用許可事務については、おおむね適正に行われていた。
施設使用料を減免している団体等については、年齢が確認できる一覧表の提出を受けるなど減免に関する要綱に従って適正に処理されていた。
- (キ) 出勤簿・休暇簿は、適正に処理されていた。
- (ク) 前年度の支出から抽出した修繕料・委託料・備品購入費について、契約伺い等支出に関する書類を照合・確認したところ、おおむね適正に行われていたが、一部不備が見受けられた。

江田島市民センターにおいては、施行伺いの完結年月日の未記入、契約約款書類の添付書類（確認のための健康保険証・資格者証の写し）の不足、備品の登録漏れ、能美市民センターにおいては、契約約款書類（担当職員選任通知書・業務責任者選任通知書）の不足、沖美市民センターにおいては、施行伺いの決裁及び完結年月日の未記入があった。契約完了により修正できないもの以外は、いずれも改善している。

- (ケ) 庁用車運転日誌、備品台帳等の関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されていたが、一部不備が見受けられた。

江田島市民センターにおいて、備品の登録漏れがあったが、後日登録したことを確認した。

能美市民センター及び沖美市民センターにおいて、管理する通帳の名義を新管理者に変更するよう指導し、後日名義変更したことを確認した。

ウ 施設の管理運営について

- (ア) 各施設とも整理整頓されており、良好に管理されていた。
- (イ) 施設の利用状況（令和6年度）

施設名	年間利用件数	年間利用者数
江田島市民センター別館	803件	6,480人
能美市民センター	1,397件	16,194人
沖美市民センター	240件	3,484人

- (ウ) 安全管理・防犯対策（鍵の管理・夜間休日業務）

各市民センターでは、江田島市シルバー人材センターに委託して、夜間及び休日等に宿日直を置いて業務を行っており、施設が無になることはない。施設の施錠開錠は宿直が行っている。

宿日直の業務内容は、電話対応業務、防災行政無線放送業務、死亡届等の戸籍関係受付業務、庁舎点検業務、日誌作成・引継業務などである。

宿日直者が実施した業務等は日誌に記し、市民センター長に引き継ぎ決裁を受ける。日誌や備付け書類の記載から、定められた業務の履行や異常を確実に確認することが肝要である。

また、職員が毎日館内巡視を行っている。

なお、三高支所は宿日直を置いていない。職員の業務時間外は施設の施錠をしているため、施設利用者へ鍵を貸し出している。

(2) 出張所及び連絡所等

ア 概要等

(ア) 概要

市民の身近な行政窓口として、出張所及び連絡所（法第155条第1項の規定に基づくもの。）が10か所設置されている。

また、市民の利便性の向上を図るために市民サービスセンターが設置されている。

(イ) 監査対象

大須出張所、鹿川出張所、柿浦連絡所、市民サービスセンターの4施設とした。

(ウ) 業務

住民票・戸籍関係・税務証明等の発行、税金等の支払い、市への提出書類の取次ぎなどの行政サービス窓口業務

(エ) 業務時間・職員の配置・施設状況・兼務状況(令和7年4月1日現在) (人数)は兼務者

施設名 業務時間	施設管理者	再任用 職員	会計年度 任用職員	合計	施設状況・兼務状況
大須出張所 平日 8:30~12:30	(江田島市民 センター長)		1人	1人	大幸交流プラザ内付設※3 プラザ業務兼務
鹿川出張所 平日 8:30~12:30	(能美市民セ ンター長)		1人※2	1人	鹿川交流プラザ内付設 プラザ業務兼務
柿浦連絡所 平日 8:30~12:30	(市民生活課 長)	(1人)	(1人)	(2人)	柿浦交流プラザ内付設※4 大柿厚生文化センター職員が連 絡所業務とプラザ業務を兼務
市民サービス センター※1 11:00~18:30	(市民生活課 長)		4人	4人	ゆめタウン江田島1階に入 居 交代で2人が業務に当たる

※1 「市民サービスセンター」は、年末年始及びゆめタウン休業日を除き、年中無休であるため、市民にとって身近で利便性が高い施設となっている。

※2 「鹿川出張所」の会計年度任用職員の勤務は週4日であるため、月曜日のみ同施設内の鹿川文化センターの会計年度任用職員等が対応している。

※3 「大須出張所」は、これまでは大須公民館内に付設されていたが、公共施設再編整備事業により令和6年10月11日供用開始された大幸交流プラザ内に付設されている。

※4 「柿浦連絡所」は、これまでは大柿厚生文化センターに付設されていたが、公共施設再編整備事業により令和7年2月1日供用開始された柿浦交流プラザ内に付設されている。

イ 事務の執行について

- (ア) 公印及び領収印の管理・保管は、適正であった。
- (イ) 保管している釣銭の残高及び収納金額が現金と一致しているかどうかについて、監査委員が実際に現金を数えて確認を行い、問題はなかった。
- (ウ) 現金の取扱いについては、金庫で適正に管理・保管され、収納した現金は、収納日当日又は翌営業日に金融機関に払込みを行っており、問題はなかった。
- (エ) 金庫内は、整理整頓され良好に管理されていた。
- (オ) 出勤簿・休暇簿は、適正に処理されていた。
- (カ) 各関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されていた。

ウ 施設の管理運営について

各施設とも事務室内は整理整頓されており、良好に管理されていた。

(3) 交流プラザ等

ア 概要等

(ア) 概要

旧小学校区単位に市民センターの集会機能を補完する施設として、まちづくり、地域活動及び生涯学習の拠点となる13か所の交流プラザが設置されている。

また、市民センターのうち、行政サービス機能を有しない、まちづくり、地域活動及び生涯学習の拠点施設となる大柿市民センターや、地域活動及び生涯学習の拠点となる施設として2か所の集会所、ほかに江田島コミュニティセンター、沖美ふれあいセンターなどが設置されている。

(イ) 監査対象

大幸交流プラザ、鹿川交流プラザ、三高交流プラザ、柿浦交流プラザの4施設とした。

(ウ) 施設概要・状況

施設名	構造・階数	建設年度	状況
大幸交流プラザ※1	鉄骨造平屋建	令和6年度	大須出張所付設 まちづくり協議会事務所あり
鹿川交流プラザ	鉄骨造平屋建	令和2年度	鹿川出張所付設 鹿川文化センター付設 まちづくり協議会事務所あり
三高交流プラザ	鉄筋コンクリート造 2階建	令和2年度	三高支所・図書室付設 まちづくり協議会事務所あり 江田島市商工会沖美支所が入居
柿浦交流プラザ※2	プラザ 鉄骨造平屋建 体育館 鉄筋コンクリート造1階建	プラザ 令和6年度 体育館 昭和55年度	柿浦連絡所付設 大柿厚生文化センター付設 まちづくり協議会事務所あり

※1 「大幸交流プラザ」は、公共施設再編整備事業により、大須公民館・大須老人集会所・大須コミュニティホームを廃止して、旧大須公民館同一敷地内（旧大須小学校校庭部分）に新設され、令和6年10月11日に供用開始されている。（幸ノ浦老人集会所は、幸ノ浦集会所と名称を変更している。）

※2 「柿浦交流プラザ」は、公共施設再編整備事業により、大柿厚生文化センター・柿浦老人集会所・坊地集会所・引島集会所・旧楠田会館・楠田集会所を廃止して、旧柿浦小学校を解体した跡地に新設され、令和7年2月1日に供用開始されている。

(エ) 業務

貸館業務、施設管理

(オ) 施設の利用時間（共通）

午前9時から午後10時まで

(カ) 職員の配置・兼務状況(令和7年4月1日現在)

(人数)は兼務者

施設名	施設管理者	正職員	再任用職員	会計年度任用職員	合計	兼務状況
大幸交流プラザ	(江田島市民センター長)			(1人)	(1人)	大須出張所職員がプラザ業務兼務
鹿川交流プラザ	(能美市民センター長)			(1人)※1	(1人)	鹿川出張所職員がプラザ業務兼務
三高交流プラザ	(沖美市民センター長)	(1人)	(1人)	(1人)	(3人)	三高支所職員がプラザ業務を兼務
柿浦交流プラザ	(地域支援課課長)		(1人)	(1人)	(2人)	大柿厚生文化センター職員が連絡所業務とプラザ業務を兼務

※1 「鹿川交流プラザ」の会計年度任用職員の勤務は週4日であるため、月曜日のみ同施設内の鹿川文化センターの会計年度任用職員等が対応している。

(キ) 避難所指定

各交流プラザとも、災害が発生する可能性があるとき、また災害が発生したとき、市職員や自治会運営委員によっていち早く開設する一時避難所に指定されている。

また、柿浦交流プラザは、敷地内の体育館が拠点避難所に指定されている。

イ 事務の執行について

(ア) 施設の利用申請、利用許可事務については、おおむね適正に行われていたが、一部不備があった。

大幸交流プラザ、三高交流プラザにおいて、施設の利用申請書・利用許可書の施設管理者等欄への押印がなかったが、後日、施設管理者等欄への押印について、各市民センターで協議し押印を徹底することを申し合わせたとの報告を受けた。

鹿川交流プラザにおいて、施設の利用許可書の控えが備え付けられていなかった。許可状況を把握するため控えを備え付けるよう指導した。

なお、施設使用料を減免している団体等については、年齢が確認できる一覧表の提出を受けるなど減免に関する要綱に従って適正に処理されていた。

(イ) 各関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されていた。

ウ 施設の管理運営について

(ア) 各交流プラザとも整理整頓されており、良好に管理されていた。

(イ) 施設の利用状況（令和6年度）

施設名	年間利用件数	年間利用者数
大幸交流プラザ R6.10～	69件	1,127人
鹿川交流プラザ	705件	8,236人
三高交流プラザ	126件	1,332人
柿浦交流プラザ R7.2～	69件	276人

(ウ) 安全管理・防犯対策（鍵の管理）

各交流プラザでは、施設職員が鍵を管理している。また、まちづくり協議会へ鍵を貸し出している。

職員が毎日館内巡視を行っている。

(エ) 業務時間外の施設利用

大幸交流プラザでは、鍵ボックスを利用し、施設利用者が入口の鍵のみを使用しており、各部屋の施錠はしていない。なお、出張所は施錠している。

鹿川交流プラザでは、施設内にある鹿川文化センターの業務時間以降は、鍵管理委託で対応している。各部屋の施錠はしていない。なお、出張所及び鹿川文化センターの事務室は施錠している。

三高交流プラザでは、施設利用者に事前に鍵を貸出し後日鍵の返却を受けている。部屋は施錠しており、施設利用者が入口と部屋の鍵を使用する。なお、出張所及び図書室は施錠している。

柿浦交流プラザでは、鍵ボックスを利用し、施設利用者が入口の鍵のみを使用している。出張所及び利用しない部屋は施錠し、利用する部屋を開錠している。

エ 総括（要望）

○鹿川交流プラザでは、建物には暗証番号で管理する鍵ボックスが設置されているが、鍵管理委託で対応しており、現在まで利用されていないため、鍵ボックス利用について検討されたい。

(4) 隣保館

ア 概要等

(ア) 概要

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれた施設として、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため、4か所の隣保館が設置されている。

(イ) 監査対象

鹿川文化センター、三高会館、大柿厚生文化センターの3施設とした。

(ウ) 業務

人権啓発及び広報活動、相談事業、主催事業、教養文化事業、市国際交流協会事業及び日本語教室の支援及び補助、隣保館運営審議会、施設の管理運営など

(エ) 業務時間・施設利用時間（共通）

業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

施設利用時間 午前8時30分から午後10時まで

(オ) 職員の配置・施設状況・兼務状況(令和7年4月1日現在)

施設名	施設管理者	再任用職員	会計年度任用職員	合計	施設状況・兼務状況
鹿川文化センター	(人権推進課長)		2人※1	2人	鹿川交流プラザ内付設
三高会館	(人権推進課長)	1人	1人	2人	三高会館 単独
大柿厚生文化センター	(人権推進課長)	1人	1人	2人	柿浦交流プラザ内付設 連絡所業務とプラザ業務を兼務

※1 「鹿川文化センター」の職員は、月曜日のみ同施設内の鹿川出張所の業務に対応している。

イ 事務の執行について

(ア) 施設の利用申請、利用許可事務については、おおむね適正に行われており、施設使用料を減免している団体等については、年齢が確認できるリストの提出を受けるなど減免に関する要綱に従っておおむね適正に処理されていたが、一部不備があった。

三高会館では、年間利用申請の減免要件確認書類の提出を受けず施設使用料を減免していた。また、利用許可書の施設管理者等欄への押印漏れがあるので、確実に押印すること。

(イ) 隣保館運営審議会について、鹿川文化センター及び三高会館において、審議会が開催されているが議事録が作成されていなかったため、今後は作成するよう指導した。なお、三高会館から後日議事録作成の報告があった。

(ウ) 出勤簿・休暇簿は、適正に処理されていた。

ウ 施設の管理運営について

(ア) 各所とも整理整頓されており、良好に管理されていた。

(イ) 施設の利用状況 (令和6年度)

施設名	年間利用件数	年間利用者数
鹿川文化センター	984件	1,501人
三高会館	803件	4,670人
大柿厚生文化センター	651件	3,281人

(ウ) 安全管理・防犯対策 (鍵の管理)

各施設とも職員が鍵を管理している。

職員が毎日館内巡視を行っている。

(エ) 業務時間外の施設利用

鹿川文化センターは、鹿川交流プラザに付設されており、鍵管理委託で対応している。

三高会館は、鍵管理委託で対応している。

大柿厚生文化センターは、柿浦交流プラザに付設されており、鍵ボックスで対

応している。

エ 総括（要望）

○三高会館では、年間利用申請の減免要件確認書類の提出を受けず施設使用料を減免していた。毎年年間利用申請をする団体であっても要件を確認して使用料の減免を決定すること。年齢が確認できるリストの提出を受けるなど減免に関する要綱に従って適正に処理されたい。

○三高会館の広報活動については、隣保館だよりを年1回発行しているが、広報活動を充実させて利用促進を図るよう努めていただきたい。

（5）衛生施設

ア 概要等

（ア）概要

市内の衛生施設として、し尿処理施設である前処理センター、ごみ処理施設であるリレーセンター、不燃・粗大・資源ごみ処理施設である環境センターが設置されている。

（イ）監査対象

環境センター（沖美町岡大王）とした。

（ウ）施設概要（環境センター）

不燃・粗大・資源ごみ処理施設として設置された施設である。

構内には最終処分場がある。

施設名	構造・階数等	建設年度
粗大ごみ処理施設	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造3階建(地下1階)	平成9年度
ストックヤード棟	鉄骨造 地上1階倉庫	平成9年度
ペットボトル減容化施設	鉄骨造 地上1階	平成14年度
一般廃棄物最終処分場 (埋立処分地)	埋立容量 93,000 m ³ 埋立面積 15,700 m ²	平成6年度
一般廃棄物最終処分場 (浸出水処理施設)	鉄骨造 地上2階	平成6年度

（エ）業務

受入れした不燃ごみは、粗大ごみ、資源ごみに分けて処理され、再利用できる破砕鉄、ペットボトル、アルミ缶などを再資源化している。

（オ）業務形態

業者委託

（カ）開業時間・休業日

午前8時30分から午後5時15分まで

休業日 土日（臨時ごみ収集日以外）、年末年始

イ 事務の執行について

（ア）施設の運転業務は、業者に委託しており、契約書等の関係書類は、適正に処理されていた。

- (イ) 各関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されていた。
なお、備品台帳については、常に最新のものを備え付けること。

ウ 施設の管理・運営について

(ア) 管理運営

施設内は、整理整頓され、敷地内も雑草やごみの散乱はなく良好に管理されていた。

施設では、委託業者の職員13人が、粗大ごみ処理、資源ごみ(びん・缶)処理、不燃ごみ埋め立て作業などの業務に当たり、円滑に運営されている。

施設の大型機械の操作等は、細心の注意を払い、安全に運転されている。

今後も、安全管理に十分配慮し、施設設備の保守点検・運転等に努められたい。

(イ) 業務量及び収入額

令和6年度の不燃ごみの搬入量は2,105トン、資源化量は490トンとなっている。

また、令和6年度の歳入実績は、不燃ごみ投入手数料711万9千円、特定家庭用機器廃棄物投入手数料17万5千円、衛生事業売却収入(資源化物売却収入)1,577万1千円で、合計2,306万5千円であった。

(ウ) 安全管理・防犯対策

業務委託契約書に謳われている「江田島市環境センター安全衛生対策マニュアル」を遵守し、安全対策に努めるとともに、警備保障会社に業務委託し、異常時の早期対応、防犯対策を行っている。

施設職員を対象に年3回の安全衛生教育を実施するなど安全管理に努めている。

(6) 環境センター再ばっ気回転円板体更新工事

ア 概要

浸出水処理施設内にある脱窒後に溶存酸素の回復や余剰メタノールの除去を行う再ばっ気回転円板本体が、経年劣化により故障したため、これを更新し円滑な浸出水処理を行うものである。

工事は、入札の参加業者が1者となったことにより入札不成立となったため、応札の意思を示した業者と随意契約となった。令和5年6月から工事を開始し令和6年12月に完成しており、この間、原材料の高騰や供給事業者の撤退等により、回転円板体の製造メーカーの納入目途が立たなくなりメーカーの変更が必要となったため、工期延長の変更契約が行われている。なお、契約金額に変更はない。

イ 関係書類及び現地確認

工事について、工事施行伺い、入札執行書類、工事請負契約書、工事変更請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が適正に処理されていることを確認した。

なお、書類の決裁年月日・完結年月日に未記入があったので指導している。

完成した工事の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行い工事が完了していることを確認した。

ウ 総括(所感)

一般的に、衛生施設の設備の故障は、市民の日常生活に様々な影響を及ぼし、悪

臭、衛生環境の悪化など、快適な生活を損なうだけでなく、健康被害を引き起こす可能性もある。

市民の快適で安全な生活環境を保つために不可欠な衛生施設の維持管理、更新等については、「江田島市環境施設等長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、施設の維持管理、更新を行うこととなっているが、施設及び設備の老朽化により、計画にはない不測の事態も想定されるので、今後も不具合の早期発見と適切な対応を期待する。

2 総務部所管工事

(1) 大幸交流プラザ新築工事

ア 概要

大幸交流プラザは、「公共施設のあり方に関する基本方針」に基づき推進している公共施設再編整備事業により、大須公民館・大須老人集会所・大須コミュニティホームを再編し、新たな地域拠点施設として、旧大須公民館敷地内（旧大須小学校校庭）に新設された。なお、幸ノ浦老人集会所は、幸ノ浦集会所と名称を変更している。

大幸交流プラザは、新築平屋建てで、大須出張所が付設され、まちづくり協議会事務所が置かれており、令和6年10月11日に供用開始されている。

工事は、入札を実施し契約後、令和6年3月から開始し令和6年8月に完成しており、この間、追加工事等による工事費増額の変更契約が行われている。

施設名	構造・階数	延床面積	状況
大幸交流プラザ	鉄骨造平屋建	139.8 m ²	大須出張所付設 まちづくり協議会事務所あり

イ 関係書類及び現地の確認

工事について、工事施行伺い、入札執行書類、工事請負契約書、工事変更請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が、適正に処理されていることを確認した。

完成した施設の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行い工事が完了していることを確認した。

ウ 総括（所感）

令和6年10月の供用開始以降、まちづくり、地域活動、生涯学習の拠点として、市民に利用されている。今後とも多くの人や団体が、この施設を気軽に利用し、地域のイベント等にも活用し交流を深めて、施設を有効活用していただきたい。

(2) 柿浦交流プラザ新築工事

ア 概要

柿浦交流プラザは、「公共施設のあり方に関する基本方針」に基づき推進している公共施設再編整備事業により、大柿厚生文化センター・柿浦老人集会所・坊地集会所・引島集会所・旧楠田会館・楠田集会所を再編し、新たな地域拠点施設として、旧柿浦小学校跡地に新設された。

柿浦交流プラザは、新築平屋建てで、柿浦連絡所、大柿厚生文化センターが付設され、まちづくり協議会事務所が置かれており、令和7年2月1日に供用開始されている。

工事は、入札を実施し契約後、令和5年12月から開始し令和6年12月に完成しており、この間、追加工事等による工事費増額の変更契約が行われている。

施設名	構造・階数	延床面積	状況
柿浦交流プラザ	鉄骨造平屋建	823.7 m ²	柿浦連絡所付設 大柿厚生文化センター付設 まちづくり協議会事務所あり

イ 関係書類及び現地の確認

工事について、工事施行伺い、入札執行書類、工事請負契約書、工事変更請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が、おおむね適正に処理されていることを確認した。

なお、施工監理業務の入札執行伺いの決裁年月日に未記入があったので指導している。

完成した施設の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行い工事が完了していることを確認した。

ウ 総括（所感）

令和7年2月の供用開始以降、まちづくり、地域活動、生涯学習の拠点として、市民に利用されている。

ロビーの一角には、郷土出身の児童文学作家山下明生先生の作品コーナーが設置されていた。また、移転オープンしたみなとキッチンが水曜日・木曜日・金曜日に営業している。今後とも多くの人や団体が、この施設を気軽に利用し、交流を深めていただきたい。

3 福祉保健部所管施設

(1) 認定こども園

ア 概要等

(ア) 概要

小学校就学前の子どもに対し、教育・保育を一体的に行う施設で、5か所の認定こども園が設置されている。

(イ) 監査対象

認定こども園えたじまとした。

(ウ) 施設概要

施設名	構造・階数	建設年度
認定こども園えたじま	鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建	平成29年度

(エ) 開園時間等

区分	開園時間	保育時間	教育時間	延長時間
平日	7:30～19:00	8:00～18:00	8:30～14:00	～19:00
土曜日	7:30～18:00	8:00～13:00	—	～18:00 (～16:00)

(オ) 職員の配置 (令和7年4月1日現在)

施設名	園長	保育士 (再任用を含む)	会計年度 任用職員	合計
認定こども園えたじま	1人	10人	6人	17人

※勤務は、早番・平常・遅番の交替制

(カ) 園児数(令和7年4月1日現在)

施設名	3歳未満	年少	年中	年長	合計
認定こども園えたじま (定員210人)	14人	22人	25人	23人	84人

イ 事務の執行について

(ア) 公印は、適正に管理・保管されていた。

(イ) 出勤簿等については、出勤簿への振替の記載と勤務の振替簿との不整合が確認された。同一週における勤務の振替について認識の違いがあったが、出勤簿と振替簿の整合性を図るよう指導したところ、6月分から改善した旨の報告があった。その他休暇簿への印漏れなどの軽微な誤りは口頭で注意した。

(ウ) 各関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されている。

備品台帳について、令和6年度に購入した備品の一部が記載されていなかったため、口頭で注意した。

ウ 施設の管理運営について

(ア) 施設内及び園庭は、整理整頓されており、良好に管理されていた。

(イ) 安全管理・防犯対策等

監視モニターが6か所あり、事務室で確認できる。

各出入口の鍵は適正に整備されており、保護者の出入り以外は確実に施錠している。職員通用出入口についても、園児の手が届かない位置に鍵の設置を予定している。

職員用の合鍵は、鍵管理台帳で管理している。

さすまたを備え付けている。

熱中症対策として、暑さ指数のレベル測定器を備え付け、外遊びの時間や内容を調整している。

4 産業部所管施設及び工事

(1) 農業振興関係施設

ア 概要等

(ア) 概要

農業の健全な発展を目的として、農業経営の確立及び発展並びに農村在住者の

教養の向上、健康の増進、定住の促進、農業指導及び就業改善相談を図るための施設として、4か所の農業振興関係施設が設置されている。

(イ) 監査対象

農村環境改善センター（通称わくわくセンター）とした。

(ウ) 施設概要・状況

施設名	構造・階数	建設年度
農村環境改善センター	鉄筋コンクリート造2階建	平成4年度

無人の施設で、貸館となっており、会議やイベント等で幅広く利用されている。所管課は農林水産課である。

施設内に江田島市商工会能美支所が入居している。

(エ) 業務

貸館業務・施設管理

(オ) 業務形態

施設管理委託

(カ) 利用時間

午前8時30分から午後10時まで

(キ) 避難所指定

拠点避難所に指定されている。

また、鹿川交流プラザが使えない場合の一時避難所にも指定されている。

イ 事務の執行について

(ア) 施設の利用申請、利用許可事務については、おおむね適正に行われていた。

(イ) 前年度の支出から抽出した委託料・修繕料について、契約伺い等支出に関する書類を照合・確認したところ、おおむね適正に行われていた。

ウ 施設の管理運営について

(ア) 施設内は、整理整頓され、良好に管理されていた。

(イ) 施設の利用状況（令和6年度）

施設名	年間利用件数	年間利用者数
農村環境改善センター （わくわくセンター）	207件	15,831人

(ウ) 安全管理・防犯対策（鍵の管理）

平成24年度から社会福祉協議会へ施設の管理業務を委託している。

午前8時30分から午後10時までは社会福祉協議会が鍵の管理をしている。

それ以外の時間帯は、農林水産課が対応している。

エ 総括（所感）

建築から30年余り経ち、建物や設備に老朽化が見られる。市や市民団体等が主催する各種イベントの会場として、市の中心にある大規模集会施設であるこの施設が選ばれることが多い。今年度は、大規模改修の設計の入札を予定していると説明を受けた。

災害時は、地域住民の避難所としての役割も果たす重要な施設でもある。

今後も、適切な維持管理を行い、老朽化した設備等の修繕・改修を計画的に進められたい。

(2) 地域産物展示販売施設

ア 概要等

(ア) 概要

地域の振興を図るために、特産品の販売等を行う施設として、海辺の新鮮市場が設置されている。

(イ) 監査対象

海辺の新鮮市場とした。

(ウ) 施設概要・状況

施設名	構造・階数	建設年度
海辺の新鮮市場	鉄骨造2階建	平成11年度

駐車場が完備されている。

令和6年度から名称を「えたじま新鮮市場 amamo(あまも)」としリニューアルオープンした。

(エ) 業務

特産品の展示販売等の観光振興事業
地域住民の交流活動の場の提供
その他必要な事業

(オ) 業務形態

指定管理

(カ) 営業時間・定休日

1階ショップ 午前11時30分から午後5時まで
2階 食堂 午前11時30分から午後2時30分まで
定休日 木曜日

(キ) 施設利用時間 (調理自習室・展示室)

午前8時から午後7時まで

イ 事務の執行について

(ア) 指定管理について

令和6年2月に令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間の指定管理に関する協定を締結している。

令和6年度事業計画書、令和6年度事業報告書、令和7年度事業計画書が提出されておらず、令和7年度の年度協定も締結されていなかった。令和7年5月に書類が提出され、年度協定も締結された。

令和7年度の年度協定書において、本年度から年度協定の期間が自動更新となっている。

来場者数については、毎月の報告と事業報告の人数が相違している。

(イ) 前年度の支出から抽出した修繕料について、契約伺い等支出に関する書類を照合・確認したところ、おおむね適正に行われていた。

ウ 施設の管理運営について

(ア) 形態

指定管理

指定管理者 株式会社江田島荘

指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

(イ) 施設の利用状況（令和6年度事業報告）

施設名	年間来場者数
海辺の新鮮市場 (えたじま新鮮市場 amamo(あまも))	23,464人

エ 指摘事項

「第7 監査の結果」の冒頭に記載している。

オ 総括（所感・要望）

海辺の新鮮市場の設置当初は、魚介類・野菜等の特産品の販売のみを行っていたが、しばらくして、お食事処として2階で昼食を提供するようになった。

その後、指定管理となり、途中指定管理者がいない時期があり施設を休止していたが、令和6年度から株式会社江田島荘が指定管理者となり、名称を「えたじま新鮮市場 amamo(あまも)」として、リニューアルオープンしている。

今回の監査で館内を見ることはできなかったが、本市の地域産物展示販売施設として、産業面や観光面での地域振興に一定の事業効果がある。

次の点を要望する。

○令和7年度の年度協定書について、本年度から年度協定の期間を自動更新としているが、自動更新の可否、条件及び条文について検討されたい。

○来場者数について、毎月の報告と事業報告の人数が相違していた。施設の利用状況・施設の管理状況等の月報については、様式を作成するなどし、毎月報告を確認されたい。

○事業計画書については、重点的な取組や利用者サービス向上に向けての対策が掲げられているので、その取組状況や実績なども事業報告書に記載するよう検討されたい。

(3) 海辺の新鮮市場下水道接続工事

ア 概要

海辺の新鮮市場のリニューアルオープンに向け、下水道接続を行ったものである。

工事は、入札を実施し契約後、令和6年2月から開始し令和6年4月に完成しており、この間、追加工事等による工事費増額の変更契約が行われている。

イ 関係書類及び現地の確認

工事について、工事施行伺い、入札執行書類、工事請負契約書、工事変更請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が適正に処理されていることを確認した。

なお、書類中年月日の部分訂正は、日付全部を訂正するよう指導している。

完成した工事の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行い工

事が完了していることを確認した。

5 土木建築部所管施設及び工事

(1) 中山隧道補修工事

ア 概要

この工事の目的は、市道鹿川102号線にある中山隧道の点検結果が、判断区分Ⅲ（早期措置状況）診断のため、早期補修を実施し、施設の長寿命化を図ることである。

工事の全体計画は、令和5年度に設計を実施、令和6年度に一部の補修工事を実施、令和8年度以降残りの補修工事を実施する。（延長50.0メートル、幅員4.5メートル）

令和6年度工事は、入札を実施し契約後、令和6年7月から開始し令和6年12月に完成しており、この間、高圧洗浄を行い劣化状況の調査を実施したところ、新たに補修が必要な箇所が確認されたため、施工範囲変更による工事費増額の変更契約が行われている。

また、この工事は、国の道路局所管補助金（負担金）の交付対象事業となっている。

イ 関係書類及び現地の確認

工事について、工事施行伺い、入札執行書類、工事請負契約書、工事変更請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が適正に処理されていることを確認した。

完成したトンネルの状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行い令和6年度の工事が完了していることを確認した。

(2) 矢ノ浦北2号住宅改修工事（第3期）

ア 概要

この工事の目的は、竣工から35年以上を経過した市営住宅について、内装及び設備の改修工事を行い、入居者の住環境の向上を図ることである。

工事の全体計画は、令和2年度に設計を実施、令和4年度から令和6年度の3か年計画で工事を施工し、令和6年度は最終年で第3期工事であった。

令和6年度工事は、入札を実施し契約後、令和6年5月から開始し令和6年10月に完成しており、この間、追加工事等による工事費増額の変更契約が行われている。

また、この工事は、国の社会資本整備総合交付金の交付対象事業となっている。

イ 関係書類及び現地の確認

工事について、工事施行伺い、入札執行書類、工事請負契約書、工事変更請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が適正に処理されていることを確認した。

完成した市営住宅の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行い令和6年度の工事が完了していることを確認した。

ウ 総括（所見）

3期に分けて施工された矢ノ浦北2号住宅全戸24戸の改修工事が、令和6年度

(第3期)をもって完了した。間取りも設備も改修された住宅は、明るく現代の生活様式に合った機能的な造りになっている。間取りは、洋室2部屋、和室1部屋、ダイニングキッチンの3DKとなっている。まだ10数戸の空きがあり、今後も入居者募集が予定されている。格段に住環境の向上した市営住宅について、建物の外見からは分かりにくいので、積極的に情報発信されたい。

(3) 下水道施設

ア 概要等

(ア) 概要

家庭や工場などから排出される下水を最終的に浄化し、海などの公共用水域に放流するための終末処理場として、7か所の浄化センターが設置されている。

(イ) 監査対象

大柿浄化センター（大柿町深江）とした。

(ウ) 施設概要

特定環境保全公共下水道事業の終末処理場施設である。

処理区域は、深江、小古江、大原である。

施設名	構造・階数等	建設年度
大柿浄化センター	鉄筋コンクリート造1階建	平成14年度

(エ) 業務

送水された下水をオキシデーショondiッチ法による処理を行い、滅菌後、排水基準値以下の水質で放流し、発生した汚泥は機械脱水を行う。

(オ) 業務形態

業者委託

(カ) 開業時間・休業日

午前8時30分から午後5時まで

休業日 土日祝日、年末年始

イ 事務の執行について

(ア) 施設の運転業務は、業者に委託しており、契約書等の関係書類は、おおむね適正に処理されていた。

監査当日は、委託契約の仕様書に定められている書類が複数確認できなかったが、後日書類が整備されていることを確認した。職務分担届は、職務の分担を記載するよう指導した。

(イ) 各関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されていた。

なお、現場に備え付けるべき書類は、現場にも備え付けること。

ウ 施設の管理・運営について

(ア) 管理運営

施設内は、整理整頓され、敷地内も良好に管理されていた。

施設では、委託業者の職員2人が、各種施設機器の運転・監視、機器指示値の記録、管理日報の作成、マンホールポンプ場の保守・点検業務などの業務に当たり、円滑に運営されている。

今後も、安全管理に十分配慮し、施設設備の保守点検・運転等に努められたい。

(イ) 業務量

処理能力は1,400 m³/日、最大汚水流入量は約791 m³/日、平均汚水流入量は約540 m³/日である。このうち約24%が、前処理センターからの流入である。

(ウ) 安全管理・防犯対策

大柿浄化センター等維持管理業務特記仕様書に基づき、警備、盗難の防止、火災の防止に努めるとともに、自然災害や重大事故等の緊急事態に備え連絡体制を編成している。

エ 総括（所感）

浄化センターに送水された下水は、環状の水路を使い、下水を循環させながら空気と活性汚泥を供給し、ばっ気・攪拌することで、微生物が有機物を分解する仕組みとなっていた。下水の流入量や気温・天候によって処理状況が変化するが、流入量の調整を適切に行っている。また、最終沈殿池できれいになった水と汚泥を分離し、処理水は、消毒を行い海へ放流する。汚泥は、濃縮・脱水したのち搬出し、他の業者で肥料として再生される。

令和6年度は、エアレーション装置修繕工事、汚泥脱水機修繕工事、No.3返送汚泥ポンプ更新工事を行っている。

今後も計画的に設備機器の更新等を行い、適切な維持管理に努められたい。

(4) 大柿浄化センターエアレーション装置修繕工事

ア 概要

大柿浄化センターの機械設備の一部であるエアレーション装置は、下水処理において汚水のばっ気及び攪拌を行う極めて重要な装置である。オキシレーションディッチ2系に4台設置されているが、そのうち1台が故障により機能停止、1台が劣化により能力が低下していることから、早期に部品交換を行い、汚水処理能力を復旧するものである。

工事は、緊急に行う必要があり、複数業者と比して早期対応可能な業者との随意契約となった。令和6年2月から工事を開始し令和6年6月に完成しており、この間、部品調達遅延により、工期延長の変更契約が行われている。なお、契約金額に変更はない。

イ 関係書類及び現地の確認

工事について、工事施行伺い、入札執行書類、工事請負契約書、工事変更請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が適正に処理されていることを確認した。

なお、書類の決裁年月日・完結年月日に未記入があったので指導している。

完成した工事の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行い工事が完了していることを確認した。

ウ 総括（所感）

身近なライフラインである下水道は、市民や事業所の快適な衛生環境を守る大切な生活インフラである。浄化センター等の機械設備は、すでに更新時期を迎えており、下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的に長寿命化及び更新が進め

られている。施設及び設備の老朽化により、計画にはない不測の事態も想定されるので、今後も不具合の早期発見と適切な対応を望む。

6 消防長所管施設

(1) 消防署施設

ア 概要等

(ア) 概要

江田島消防署が設置され、本署と出張所が1か所置かれている。

(イ) 監査対象

江田島消防署能美出張所（能美町鹿川）とした。

(ウ) 施設概要・施設状況

施設名	構造・階数	建設年度
江田島消防署能美出張所	鉄骨造2階建	令和元年度

1階 車庫・事務室・仮眠室・出動準備室など

2階 食堂・トレーニング室など

(エ) 車両の配置状況

ポンプ車1台、積載車1台、広報車1台、大型化学高所放水車1台、救急車2台(内1台は軽自)、原付1台の計7台配置

(オ) 職員の配置

施設名	出張所長	正職員	合計
江田島消防署能美出張所	1人	12人(隔日勤務)※	13人

※隔日勤務 交代で午前8時30分から翌日の午前8時30分まで勤務

イ 事務の執行について

(ア) 救急出動時に使用するフェリーの乗船券は、適性に管理・保管されていた。

(イ) 前年度の支出から抽出した修繕料について、契約伺い等支出に関する書類を照合・確認したところ、適正に行われていた。

(ウ) 出勤簿・休暇簿等は、適正に処理されていた。

また、職員の休日については、週休指定表を作成し、適正に取得している。

(エ) 庁用車運転日誌等の関係諸帳簿は、適正に整理・保管されていた。

ウ 施設の管理運営について

(ア) 施設内は、整理整頓されており、良好に管理されていた。

最短時間で出動できるよう動線が確保されている。

(イ) 安全管理・防犯対策

車両は、毎朝点検等を行い、救急出動・火災等の災害発生時には、最大限の能力が発揮できるよう万全を期している。

緊急車両が出動する際、敷地南西側に設置した出動表示灯で消防車両の出動を知らせることで、安全確保に努めている。

職員の出退勤時には、必ずアルコールチェックを行っている。

庁舎内外に監視カメラが設置され、侵入・盗難防止が図られている。

職員全員が出動等で建物内が無人的になる際は、全ての出入り口を施錠して、消防本部でモニター監視を行っている。

エ 総括（所感）

消火や救急以外にも、市民への対応として地域や学校等に出向き、大切な命を救う応急手当などの出前講座を行っている。市民の安全と安心を守るために活躍している。

7 教育部所管施設及び工事

(1) 学校教育施設

ア 概要等

(ア) 概要

市立学校が、小学校6校、中学校3校の計9校設置されている。

(イ) 監査対象

大古小学校、能美中学校の2校とした。

(ウ) 施設概要

施設名	構造・階数	建設年度
大古小学校	校舎 鉄筋コンクリート造2階建	校舎 平成15年度
	体育館 鉄筋コンクリート造1階建	体育館 平成14年度
能美中学校	校舎 鉄筋コンクリート造3階建	校舎 平成25年度
	体育館 鉄筋コンクリート造2階建	体育館 平成14年度

(エ) 職員の配置(令和7年4月1日現在)

施設名	校長	教頭	教諭	養護教諭	事務	※その他 非常勤講師等	合計
大古小学校	1人	1人	11人	1人	1人	4人	19人
能美中学校	1人	1人	15人	1人	1人	16人	35人

※その他 非常勤講師・ALT・スクールサポートスタッフ・ICT支援員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・部活指導員

(オ) 児童生徒数・学級数(令和7年4月1日現在)

施設名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数 (内特別支援)
大古小学校	19人	28人	15人	30人	24人	33人	149人	8(2)学級
能美中学校	38人	51人	48人	—	—	—	137人	8(2)学級

イ 事務の執行について

(ア) 各学校とも、公印の管理・保管は、適正であった。

(イ) 切手については、現物と台帳の残高とが一致していることを確認した。

(ウ) 各学校とも、児童・生徒が持参した諸費等は、長期間金庫で保管することなく適正に処理されていた。

(エ) 各学校とも、前年度の支出から抽出した備品について、備品購入伺い等支出に

関する書類を照合・確認したところ、おおむね適正に行われており、備品台帳に記載されていることを確認した。

- (オ) 修繕事務については、各学校とも、学校教育課が行っており、前年度の支出から抽出した修繕料について、契約伺い等支出に関する書類を照合・確認したところ、おおむね適正に行われていた。

ウ 施設の管理運営について

- (ア) 各学校とも、施設内外は整理整頓されており、良好に管理されていた。

- (イ) 教材薬品、楽器等の保管状況

理科室や音楽室等の教材薬品、楽器等の保管状況などを中心に校内を巡視し、おおむね適正保管されていることを確認した。

特に教材薬品を保管している部屋及び薬品保管庫は、厳重に施錠されていた。

大古小学校の教材薬品の管理について、保管する薬品の量と薬品管理台帳の記載は一致したが、管理台帳の内容が新旧混在し分かりにくい。最新の内容がすぐに確認できるように管理台帳を整理するよう指導した。

能美中学校の教材薬品の管理について、保管する薬品の量と薬品管理台帳の記載は一致したが、希釈した薬品が入ったポリ容器が保管庫に保管されていた。管理台帳に記載している薬品を希釈したものと思われるが、所在を明らかにするため管理台帳に記載するなど適正な管理をするよう指導した。

- (ウ) 安全管理・防犯対策

各学校とも、児童・生徒登校後の閉門、防犯カメラの設置、教職員の巡視による定期的な安全点検等、適切な対応が行われている。また、緊急事態が発生した場合に、児童生徒が安全に避難できるように、定期的に避難訓練や防災訓練を実施している。

熱中症対策として、暑さ指数のレベル測定器を備え付け、活動時間や内容を調整している。

エ 不登校・いじめ等について

令和6年度において、数件の事例があり、学校・保護者・教育委員会が、連携して対応しているとの報告を受けた。

能美中学校では、不登校SSR（スペシャルサポートルーム）が設置されており、登校しにくくなっている生徒の学習サポートや居場所づくりを主な目的として取組を行っている。

オ 総括（所感）

学校の監査では、校内巡視も行っている。毎年学校の監査を行う中、ここ数年徐々に学校図書室のリニューアルが進んでいることがうかがえる。

大古小学校及び能美中学は、図書室のリニューアルが行われており、以前の図書室の印象から随分変わったものになっている。明るい室内に低い書棚やテーブル・椅子・ソファ等が機能的に配置されていて、図書も探しやすく取り出しやすそうだ。図書室で過ごしたいと思わせるような工夫が随所に施されている。また、図書の貸出しは、カードに手書きではなく、市立図書館と同様のバーコードで読み取る方式に代わっており、児童生徒が作成した図書の紹介文が展示されているなど、学び舎

にふさわしく図書に親しみくつろげる環境が整備されている。

(2) 大古小学校 LED 改修工事

ア 概要

市内小中学校全体で、既存の照明器具を省エネ性能の高い LED 照明に交換することで、電気代の削減や CO2 排出量の削減を図るもので、水銀灯や蛍光灯の生産終了に伴う対応である。大古小学校は、校舎・特別教室棟・体育館・プール附属棟の LED 改修工事を行う。

工事は、入札を実施し契約後、令和 6 年 5 月から工事を開始し令和 6 年 9 月に完成しており、この間、照明器具の数量の増減や仕様変更等による工事費減額の変更契約が行われている。

イ 関係書類及び現地の確認

工事について、工事施行伺い、入札執行書類、工事請負契約書、工事変更請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が適正に処理されていることを確認した。

なお、書類中年月日の部分訂正をしていたが、日付全部を訂正するよう指導している。

完成した工事の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行い工事が完了していることを確認した。

(3) 能美中学校 LED 改修工事

ア 概要

市内小中学校全体で、既存の照明器具を省エネ性能の高い LED 照明に交換することで、電気代の削減や CO2 排出量の削減を図るもので、水銀灯や蛍光灯の生産終了に伴う対応である。能美中学校は、校舎・体育館・プール附属棟の LED 改修工事を行う。

工事は、入札を実施し契約後、令和 6 年 5 月から工事を開始し令和 6 年 9 月に完成している。

イ 関係書類及び現地の確認

工事について、工事施行伺い、入札執行書類、工事請負契約書、工事変更請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類が適正に処理されていることを確認した。

完成した工事の状況について、担当者から概要説明を受けて、現地確認を行い工事が完了していることを確認した。

(4) 学校給食施設

ア 概要等

(ア) 概要

市内全域の小中学校の給食を献立・調理し、各学校へ運搬する施設として、江田島市学校給食センターが設置されている。

(イ) 監査対象

江田島市学校給食センター（能美町中町）とした。

(ウ) 施設概要・施設状況

施設名	構造・階数	建設年度
江田島市学校給食センター	鉄骨造平屋建	平成17年度 令和4年度改修※

※調理場統合のため令和4年度に改修

(エ) 職員の配置(令和7年4月1日現在)

施設名	センター長	正職員	会計年度 任用職員 (調理員)	会計年度 任用職員 (栄養士)	※その他 (栄養士)	合計
江田島市学校給食センター	1人	2人	17人	1人	(1人)	22人

※その他(栄養士)は、県の栄養士で能美中学校との兼務である。

イ 事務の執行について

(ア) 公印の管理・保管は、適正であった。

(イ) 前年度の支出から抽出した委託料・修繕料について、契約伺い等支出に関する書類を照合・確認したところ、おおむね適正に行われていた。一部、修繕の施行伺い等の書類が確認できなかったが、後日提出された。修理の契約締結伺いの中で契約期間・契約金額が誤って記載されていたため、修正するよう指導している。

(ウ) 出勤簿・休暇簿等は、適正に処理されていた。

(エ) 庁用車運転日誌、備品台帳等関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されていた。衛生管理関係の諸帳簿等についても、整備されていた。

ウ 施設の管理・運営について

(ア) 建物内は、整理整頓されており、良好に管理されていた。

(イ) 調理能力は、1日当たり1,400食である。

1日当たりの配食数は、約1,250食で、市内の小学校5校、中学校4校及び広島県立呉特別支援学校江能分級に配食している。

(ウ) 各学校への給食運搬・運行管理業務については、業者委託している。

業者の職員6人が、2人ずつ給食運搬車3台で配食している。予備人員も2人確保されている。

(エ) 衛生管理

施設の衛生管理は、専門業者に委託し、2か月に1回、施設設備検査、職員の手指検査及び衛生管理指導を受けている、また、全職員の毎朝の健康及び衛生チェック、月2回の検便検査を実施するなど、安全安心な給食を提供できるよう細心の注意を払っている。

(オ) 安全管理・防犯対策

警備保障会社に業務委託しており、毎日館内巡視を行っている。

エ 総括(所見)

学校給食を通じて、本市の児童生徒の健康な成長を支える重要な役割を担っている施設である。また、児童生徒が、給食を通してより身近に地域の自然や産業等に

ついて理解を深めることができるよう地元産品の使用に努めている。

市直営で調理しているおいしい給食をもっとアピールすればよいのではないかな。

(5) 生涯学習施設

ア 概要等

(ア) 概要

生涯学習施設として、大柿地区歴史資料館、江田島市灘尾記念文庫、学びの館が設置されている。

(イ) 監査対象

大柿地区歴史資料館、江田島市灘尾記念文庫（大柿町大原）とした。

(ウ) 施設概要・状況

施設名	構造・階数	建設年度	状況
大柿地区歴史資料館 江田島市灘尾記念文庫	鉄筋コンクリート造2階建	昭和61年度	元大柿老人福祉センターとの複合施設

1階の大柿地区歴史資料館は、文化財に関する市民の知識及び教養の向上に資するために設置された施設である。

2階の江田島市灘尾記念文庫は、寄贈図書その他郷土資料を保存し、広く一般の利用に供し、学術研究及び教養の向上に資するために設置された施設である。

両施設は内階段でつながっている。

(エ) 業務

資料の収集・保存、展示、来館者への対応など

(オ) 開館時間・休館日・入館料

午前9時から午後5時まで

休館日 月曜日、祝日、年末年始

入館料 無料

(カ) 職員の配置(令和7年4月1日現在)

施設名	施設管理者	会計年度 任用職員	合計
大柿地区歴史資料館 江田島市灘尾記念文庫	(生涯学習課長)	3人 (2人役・交代勤務)	3人

イ 事務の執行について

(ア) 公印及の管理・保管は、適正であった。

(イ) 前年度の支出から抽出した修繕料・委託料について、契約伺い等支出に関する書類を照合・確認したところ、おおむね適正に行われていた。

(ウ) 出勤簿・休暇簿等は、おおむね適正に処理されていた。

(エ) 備品台帳は、教育委員会が管理しており、監査当日は施設内に常備されていなかったが、後日、最新のものを常備したと報告を受けた。

ウ 施設の管理・運営について

(ア) 施設内は、整理整頓されており、良好に管理されていた。

(イ) 利用者数 (令和6年度)

施設名	年間利用者数
大柿地区歴史資料館 江田島市灘尾記念文庫	923人

(ウ) 安全管理・防犯対策

警備保障会社に業務委託しており、毎日館内巡視を行っている。

エ 総括 (所感・要望)

1階は、文化財や古文書を中心に大柿町の歴史資料が展示され、2階は、大柿町出身で元衆議院議長などを歴任された故灘尾弘吉先生の蔵書を中心に展示され、蔵書を読むスペースがあり、貸出しも行っている。館内は静ひつで、常設展示や資料閲覧などゆっくり落ち着いて過ごせるが、企画展以外時期の来館者は少ない。

年1回程度企画展が開催されており、現在「江田島市指定文化財展」が開催中である。訪れる人が、文化財を身近に感じることによって、時間を超えて郷土の人々の生活や思いに触れ、郷土を愛する気持ちを育んでいただくことを願う。

次の点を要望する。

○重要な文化財を保管・管理しており、鍵の管理については、慎重かつ適正に取り扱う必要があるため、鍵保有者から鍵の預り証を事前に徴取することを望む。

(6) 図書館

ア 概要等

(ア) 概要

市立図書館として、江田島図書館と能美図書館が設置されている。また、大柿図書室が置かれている。

(イ) 監査対象

江田島図書館 (江田島町鷺部) とした。

(ウ) 施設概要

施設名	構造・階数	建設年度
江田島図書館	鉄筋コンクリート造2階建	平成3年度

(エ) 業務

図書資料の収集・整理・保存、図書資料の貸出・返却・レファレンスサービス、イベント企画・運営、館内整備、図書館システムの管理、広報活動など

(オ) 開館時間・休館日

午前9時30分から午後7時まで

休館日 木曜日、祝日 (5/5 以外)、年末年始、月末・年度末整理日

(カ) 職員の配置 (令和7年4月1日現在)

施設名	図書館長 (正職員)	会計年度任用職員 (司書)	会計年度任用職員 (一般事務)	合計
江田島図書館	1人	3人	1人	5人

※勤務は早番遅番のシフト制

イ 事務の執行について

- (ア) 公印及び領収印の管理・保管は、適正であった。
- (イ) 保管している切手について、現物と台帳の残高が一致していることを確認した。
- (ウ) 現金の取扱いについては、金庫で適正に管理・保管され、収納した現金は、収納日の翌営業日に金融機関に払込みを行っており、問題はなかった。
- (エ) 前年度の支出から抽出した修繕料・委託料・図書購入費について、契約伺い等支出に関する書類を照合・確認したところ、おおむね適正に行われていた。
- (オ) 出勤簿・休暇簿等は、おおむね適正に処理されていたが、一部出勤簿に休暇の時間数の記載漏れがあった。
- (カ) 庁用車運転日誌、備品台帳等の関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されていた。

ウ 施設の管理・運営について

(ア) 施設内は、整理整頓されており、良好に管理されていた。

(イ) 蔵書数・貸出冊数（令和7年3月31日現在・令和6年度）（単位：冊、枚、本）

区分	一般 図書	児童 図書	雑誌	紙芝居	郷土 資料	CD	DVD	LD	ビデオ テープ
蔵書数	41,634	15,277	622	151	819	1,459	453	32	117
貸出冊数	25,211	11,176	1,818	91	122	1,461	1,518	0	0

※所蔵していないものは、所蔵している図書館から借り受けて貸出しを行っている。

(ウ) 主な事業

切串交流プラザで月2回本の貸し出しサービス、こどもの日スペシャルや図書館まつりなどのイベント、蔵書を活用したおはなし会など

また、図書館ボランティアによる読み聞かせや工作などの活動も行われている。

(エ) 安全管理・防犯対策

警備保障会社に業務委託しており、毎日館内巡視を行っている。

エ 総括（所感）

江田島図書館の中庭にある浜田省吾さんゆかりのバス停や展示スペースが好評を博している。図書館内にも立ち寄る人が多く、CDや書籍など浜省コーナーも設置されていて、江田島図書館の魅力のひとつになっており、気軽に人が集まる図書館となっている。

(7) 自然環境体験学習施設

ア 概要等

(ア) 概要

自然環境についての体験学習及び生涯学習の場としての交流を深めることを目的として、大柿自然環境体験学習交流館、通称「さとうみ科学館」が、設置されている。

(イ) 監査対象

大柿自然環境体験学習交流館（大柿町深江）とした。

(ウ) 施設概要・状況

施設名	構造・階数	建設年度※
大柿自然環境体験 学習交流館	本館 鉄筋コンクリート造3階建 体育館 鉄骨造1階建	本館 昭和44年度 体育館 昭和49年度

※本館及び体育館は、旧深江小学校として建設された。

(エ) 業務

総合学習(主に環境学習)、研修・研究、教育支援、生涯学習・地域連携、来館者対応、貸館、施設管理など

(オ) 開館時間・休館日

午前8時30分から午後5時15分まで

休館日 土日祝日、年末年始

※ただし、令和6年度は、毎週土曜日開館(実証実験)

(カ) 職員の配置(令和7年4月1日現在)

施設名	館長 (正職員)	正職員	会計年度任用職員 (一般事務)	その他 (地域おこし協力隊)	合計
大柿自然環境体験 学習交流館	1人	2人	3人	1人	7人

イ 事務の執行について

(ア) 公印の管理・保管は、適正であった。

(イ) 前年度の支出から抽出した修繕料・委託料について、契約伺い等支出に関する書類を照合・確認したところ、適正に行われていた。

(ウ) 出勤簿・休暇簿等は、適正に処理されていた。

(エ) 庁用車運転日誌、備品台帳等の関係諸帳簿は、適正に整理・保管されていた。

ウ 施設の管理・運営について

(ア) 施設内は、整理整頓されており、良好に管理されていた。

海の生き物たちの飼育水槽や資料、写真等、来館者の興味・関心を高める工夫がされていた。

(イ) 来館者数・実施事業数・事業参加者数(令和6年度)

施設名	来館者数	実施事業数	事業参加者数
大柿自然環境体験 学習交流館 (さとうみ科学館)	4,371人	181回	5,860人

(ウ) 主な事業

飼育生物の展示、わくわくサイエンス、ウミホテル観察、マリン・アドベンチャー、さとうみ学習フェスタ、自然観察会、ふるさとの自然作品コンクール、科学研究相談会、海岸調査、生物調査、資料収集、学校や関係機関との連携支援、広報活動

(エ) 安全管理・防犯対策

毎日館内巡視を行っている。避難訓練を行っている。

エ 総括（所感）

「ふるさとの自然を知る子どもは、ふるさとを語れる大人になる」とは、さとうみ科学館館長の言葉である。「海辺の自然」、「ふるさとの自然」を教育資源とした「地域性を活かした特色ある教育」の充実・活性化を着実に推進している。

テレビに出演することも多く、最近では、さらに活動範囲や対象を広げ、大阪・関西万博パビリオン催事に参加や、大人のみを対象とした科学クラブの開設など新たな取組も始まっている。今後も充実した事業展開を期待する。

第8 まとめ

今回の定期監査及び行政監査では、対象とした28か所の施設及び9か所の工事について、監査資料の審査と現地での説明聴取、関係諸帳簿等の照合・検査、管理状況等の確認を実施した。

監査の結果は、報告書「第7監査の結果」のとおりで、今回の監査では、海辺の新鮮市場の指定管理に関する事務について、「指摘事項」が1件認められた。

「法第199条第10項の規定による意見」はなく、「要望」については、計7件で、「第7監査の結果【所管ごとの監査の概要】」にそれぞれ記載しているので、検討していただきたい。

なお、要望の内訳は、交流プラザ1件（鹿川交流プラザ 鍵ボックスの利用）、隣保館2件（三高会館 施設使用料の減免、広報活動の充実）、地域産物展示販売施設3件（海辺の新鮮市場 年度協定書の自動更新、月報、事業報告書）、生涯学習施設1件（大柿地区歴史資料館・江田島市灘尾記念文庫 鍵の管理）となっている。

また、軽微な事項については、その都度、口頭で関係職員に改善を求め、すぐに対応が可能なものについては、改善の報告を受けている。

監査結果に基づいて改善措置を講じたときは、監査委員へ書面で報告していただき、監査委員は、監査結果に基づいて講じた改善措置の内容を公表することで、市政に対する市民の信頼を高める役割を果たす。

今回の監査の総括として、市では、適正な事務執行を確保するため組織として取り組まれているが、指定管理に関する事務など一部の事務において、ルールを遵守していない事務の執行が見受けられた。適正でない事務処理は、市民の信頼を損なう原因となるおそれがある。

事務を処理する際には、単に前例を踏襲するのではなく、その都度根拠を確認するとともに、決裁における各段階で確実なチェックを行うことが重要となる。また、事務処理の漏れを防ぐ方法としては、「チェックリスト」を作成し活用することが有用であることを申し添える。

また、職員は、研修会に参加するなど自己研鑽に努めるとともに、制度主管課からの通知や事務連絡に注意を払い、根拠に基づく適正な事務の執行に努められたい。

最後に、担当課職員をはじめ関係各位の御協力により、順調に監査を実施できたことに感謝の意を表す。

○ 監査意見の区分及び措置状況の報告について

監査意見区分	内容	措置状況の報告
指摘事項	合規性の観点から是正、改善等を求めるもの	措置の内容等を記載した書面の提出により行うこと。なお、措置状況の報告の公表を行う。
法第199条第10項の規定による意見	当該監査の結果に基づいて本市又は監査の対象部局等の組織及び運営の合理化に資するための意見を述べ、是正、改善等を求めるもの	措置の内容等を記載した書面の提出により行うこと。なお、措置状況の報告の公表を行う。
総括	監査全体を通じた「所感」のほか、経済性、効率性、有効性等の観点から「所見」、「要望」等を述べるもの	—